

SADO PORT LOUNGEでの 移住相談窓口開設について

佐渡市地域振興部移住交流推進課

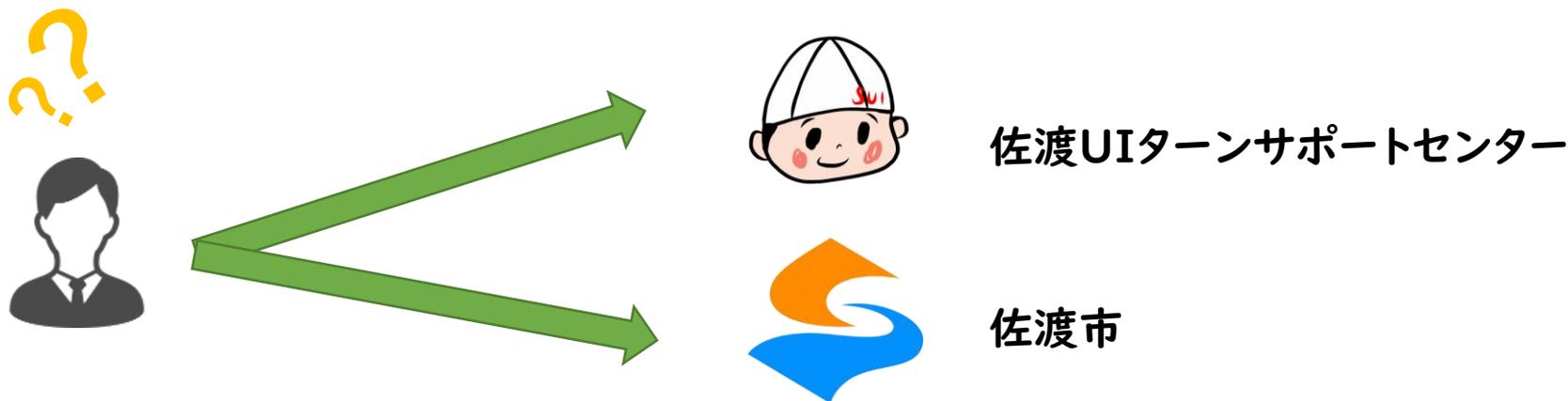
目次

1. 相談窓口開設の目的
2. 相談体制について
3. 相談業務
4. その他（困ったときの対応など）

1.相談窓口開設の目的

● 現状と課題

佐渡市移住交流推進課（金井）、佐渡UIターンサポートセンター（畑野）とで相談を受けているがどちらが適正なのか相談者が困惑している。また立地的にも車が必要。



● 今後の体制について

- 佐渡の玄関口である両津港に直結のSADO PORT LOUNGE（以下、「SPL」という）に相談窓口を開設することで、移住希望者の相談に対応する。（観光からの移住や関係人口やビジネスからの企業誘致・連携にも対応したい）
（サポートセンターへは相談業務→定着支援業務へ業務内容の変更を依頼。R6年度本格稼働）
- オンラインツール「窓」を活用し、東京：渋谷の「渋谷QWS」とつながることで企業誘致活動にも取り組む。
（基本平日対応となるため、職員側にて対応）

2.相談体制について

- 営業日 SPLと同じく年中無休（ただし、年末年始は除く）
- 営業時間 9:00～17:00
- 相談員 平日は佐渡市職員2名で対応（土日、祝日はSPLスタッフにて対応）

 対応した際は、相談シートに必要事項を記入する。
- その他 窓口専用の携帯電話を設置

※移住の相談（補助金、佐渡の特徴などに対しての問い合わせについて回答する）

※定着支援に関する相談も、すぐサポートセンターへ案内するようなたらい回しはせず、対応相互に連携を取る。

3-1. 相談業務（補助金に関すること）

- 移住交流推進課実施の支援事業（基本的に40歳未満の方が対象）
 - 引越補助（県外5年以上居住した方の引越費用を最大5万円補助）
 - 家賃補助（市外に2年以上居住した方の民間賃貸物件の家賃を1年間、月額最大2万円補助）
 - 奨学金返還補助（市外に2年以上居住し佐渡市へUIターンした方が返還している奨学金を補助）
※Uターン者：年額30万円（最大20年）、Iターン者：年額15万円（最大10年）
 - 空き家改修費補助事業（40歳以上も利用可能）
 - 定住体験住宅（40歳以上も利用可能）：さど暮らしを一定期間体験できる施設（月額2万～5万円）
 - 移住支援金（40歳以上も利用可能）：東京23区から佐渡市へ移住し要件を満たしていると支援金が支給
- 移住交流推進課以外の支援事業
 - 職業（看護、介護、保育）に応じた家賃補助や支度金支給の制度あり

3-2. 相談業務（暮らしに関するよくある質問）

- 佐渡ってどんなところ？
 - 日本海側最大の離島。東京23区の1.4倍、人口約5万人。新潟本土と比べて夏涼しく、冬暖か。雪も積もって膝くらい。チェーン店も多い。日本海側の冬は晴れ間少ない（気持ちが落ちるとよくいうが、紫外線が少ないため肌にはいい）
- 車は必要？
 - なくても良い地域はある（本線沿い）が、絶対にあった方がいい。自賠責も離島のため本土より1万円くらい安い（24ヶ月間：本土約17,500円、佐渡：約7,500円）
- 最初はどこに住んだらいい？
 - 国仲地域（両津、金井、佐和田）に賃貸物件が多い。移住者の約6割が最初にこの地区を選択している。
- 生活費は？
 - 電気料は本土とそこまで変わらない。水道料金は高め（1ヶ月あたりの基本料金3,772円（上下水道））化石燃料は輸送費がかかるため高め。ガスも両津地区の一部のみ都市ガスで後はプロパンガス。（都市ガスに比べプロパンガスのほうが2倍近く料金が高い。（ただし、熱量はプロパンが都市ガスに比べ2倍あるので単純に料金が2倍ではないし火力も強い）
- ネット環境やネット通販事情は？
 - 携帯電波網は5Gもあり。島のほとんどで光回線が利用可能。amazonは物によっては翌日には届く。
- ご近所付き合いは？
 - アパートで生活する場合はほとんど声がかかるとはならない。貸家や住宅を取得して生活する場合は、道路の草刈などに参加しないといけない場合がある。伝統芸能（鬼太鼓）などへの勧誘もある。強制ではないが、地元民も新しい人が入ることが嬉しくつい、声をかけてしまう。すぐに加入するのではなく、見学や数回経験した上で判断することもあり。

4.その他(困ったときの対応など)

- 回答に困ったときは、メモを残し、後日、佐渡市職員より回答するものとする。
(誤った回答をしないよう注意するとともに後日回答は相手の都合の良い時間帯を聞くこと)
- 相談の都度、FAQを見直し、相談体制の強化に取り組んでいく。
- 電話は極力1コールで、明るく・親切・丁寧な対応を常に心がける。
- 佐渡の良いところ、自分が感じている暮らしに関する情報は伝えること。(悪い情報の伝え方に注意)
- 対面相談に関しては、1時間までは無料とし、超過分は利用料金を徴するものとする。